

メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
～タイ:外国人投資家の国債投資に対する非課税措置廃止について～

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

タイ財務省は12日、外国人投資家の国債投資に対する非課税措置を撤廃することを発表しました。これによって、外国人投資家の13日以降の新規取得分の国債の金利収入、および売却益に対して15%の源泉徴収税が課されることとなります。また12日以前に購入された既存の国債保有分については、引き続き非課税措置が継続されます。

【税制変更の背景に関して】

今回の措置には、外国人投資家による債券市場への資金流入を抑制することで、通貨タイ・バーツ高を緩和する狙いがあります。タイ・バーツは年初来、対ドルで10%を超える上昇幅で推移するなど、堅調に推移しております。また政府は同日、昨今のバーツ高に対して政府系金融機関による中小企業に対する輸出支援や外国債券に対する投資拡大などの政策を打ち出しました。

【今後の運用方針について】

新興国では、高い経済成長性や市場の拡大などファンダメンタルズが改善傾向にあることから、今後も新興国への資金流入の傾向は継続すると考えております。今般の措置は、自国通貨の下落を意図するものではなく、あくまで上昇のペースを緩和させるためのものであり、市場への影響は一時的なものであると考えております。

タイ債券については、金利水準が低く、また割高感があることから、ベンチマーク比低めの組入れを継続いたします。

為替(タイ・バーツ)については、割高感があることから引き続きベンチマーク比低めの組入れを継続いたします。ただしファンダメンタルズの良好なアジア通貨は上昇余地が見込まれますが、タイ・バーツに関しては慎重なスタンスを継続して参ります。

スタンディッシュ社では、引き続き経済情勢や市場動向を注視して運用を行って参ります。

(ご参考)

2010年8月末時点におけるマザーファンドの組入れ比率

タイ債券:3.0% タイ・バーツ:8.0%

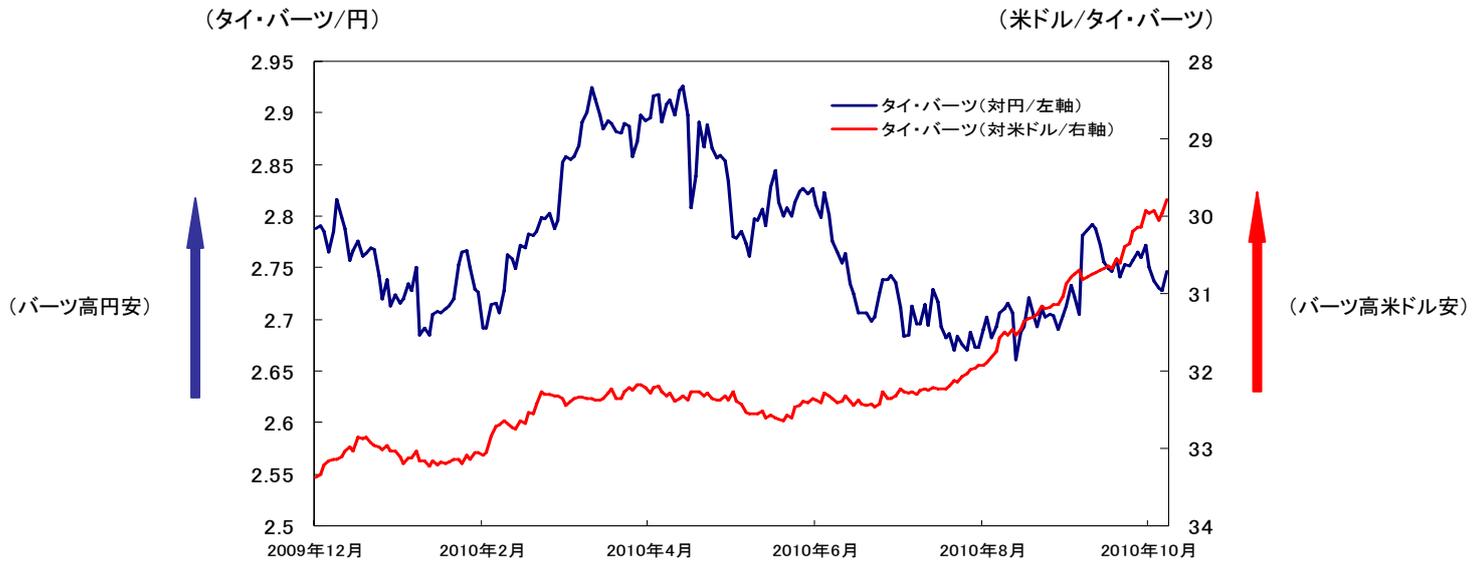
(2010年8月末時点におけるベンチマーク*のタイ組入比率:債券・通貨とも各10.0%)

※ベンチマークはJPモルガン GBI-EM Diversified 指数(ヘッジなし、円ベース)です。

以上

【ご参考】

タイ・パーツ(対米ドル、対円)の推移
(2009年12月31日～2010年10月13日)



出所:ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会